

工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区検査事務規程（昭和57年4月江戸川区訓令甲第12号。以下「検査事務規程」という。）第33条の規定に基づき、本区が発注する請負工事の検査を適正かつ効率的に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 工事の検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 完了検査
- (2) 既済部分検査
- (3) 中間検査
- (4) 清算検査
- (5) 材料検査

(検査員の心得)

第3条 検査員は、厳正公平を旨とし、誠実にその職務を行い、綱紀を乱すようなことがあってはならない。

- 2 検査員は、工事の最終確認者であることを自覚し、常に技術の研さんに励むとともに、検査の適正な判断力を養うよう努める。
- 3 検査員は、より優れた目的物完成のため、適切な指導及び助言をし、監督員と相互協力を図り、技術の向上に努めなければならない。

(検査の準備)

第4条 検査員は、契約担当者から契約締結結果の通知があったときは、工事主管課から関係図書類を提出させ、検査の準備に入らなければならない。

- 2 検査員は、常に工事の進ちょく状況を把握するため、中間報告をさせる等監督員と連携を図るものとする。

(検査の方法)

第5条 工事の検査は、設計図書、契約書、仕様書及びその他の関係書類に基づいて、別に定める工事検査実施要領により、厳正かつ公正に行うものとする。

- 2 明視できない部分がある場合又は計測が困難な場合は、工事写真その他関係資料により、出来形寸法及び施工状態を確認するものとする。
- 3 工事の検査で、特に必要があると認めるときは、分解又は一部取り壊して検査をすることができる。

(検査の手続)

第6条 工事主管課長は、請負人から工事の完了届の提出若しくは部分払いの請求があったとき又は工事主管課長若しくは総務部用地経理課長（以下「用地経理課長」という。）が中間検査等検査を必要と認めたときは、工事主管課長は、速やかに当該工事を確認のうえ、検査願に出来高調書を添付し、用地経理課長に提出しなければならない。

- 2 用地経理課長は、検査願を受けたときは、工事主管課長に検査の日時等を通知しなければならない。
- 3 工事主管課長は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、検査日時等を請負人及び監督員に通知するものとする。

(検査の立会い)

第7条 監督員及び請負人は、工事の検査に立ち会わなければならない。

2 工事の検査には、原則として工事主管課の工事担当係長が立ち会うこととする。

(検査の報告)

第8条 検査員は、検査を実施したときは、その結果を速やかに用地経理課長に報告しなければならない。

2 検査員は、検査の執行状況について、毎月用地経理課長に報告をするものとする。

(工事の手直し指示等)

第9条 検査員は、検査の結果、契約内容と相違する部分がある場合又は使用上手直しが必要と判断したときは、検査事務規程第30条に基づき、手直しを指示し、請負人から手直し指摘事項報告書を提出させるものとする。

2 監督員は、請負人から手直しが完了した旨の通知を受けたときは、速やかに当該部分を確認し、検査員に手直し完了の報告をしなければならない。

3 前項の確認は、原則として工事主管課の工事担当係長が行うものとする。

4 検査員は、手直し完了の報告を受けたときは、速やかに当該部分の検査をするものとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。